

富良野市

第4期地域福祉計画の策定について

つながり 支えあい 共に生きるまち ふらの

1

計画の策定における基本的な考え方

計画策定作業における基本的な理解

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、富良野市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

国や北海道の動向を踏まえた計画づくり、富良野市の現状に応じた施策の推進が求められます。

▶ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

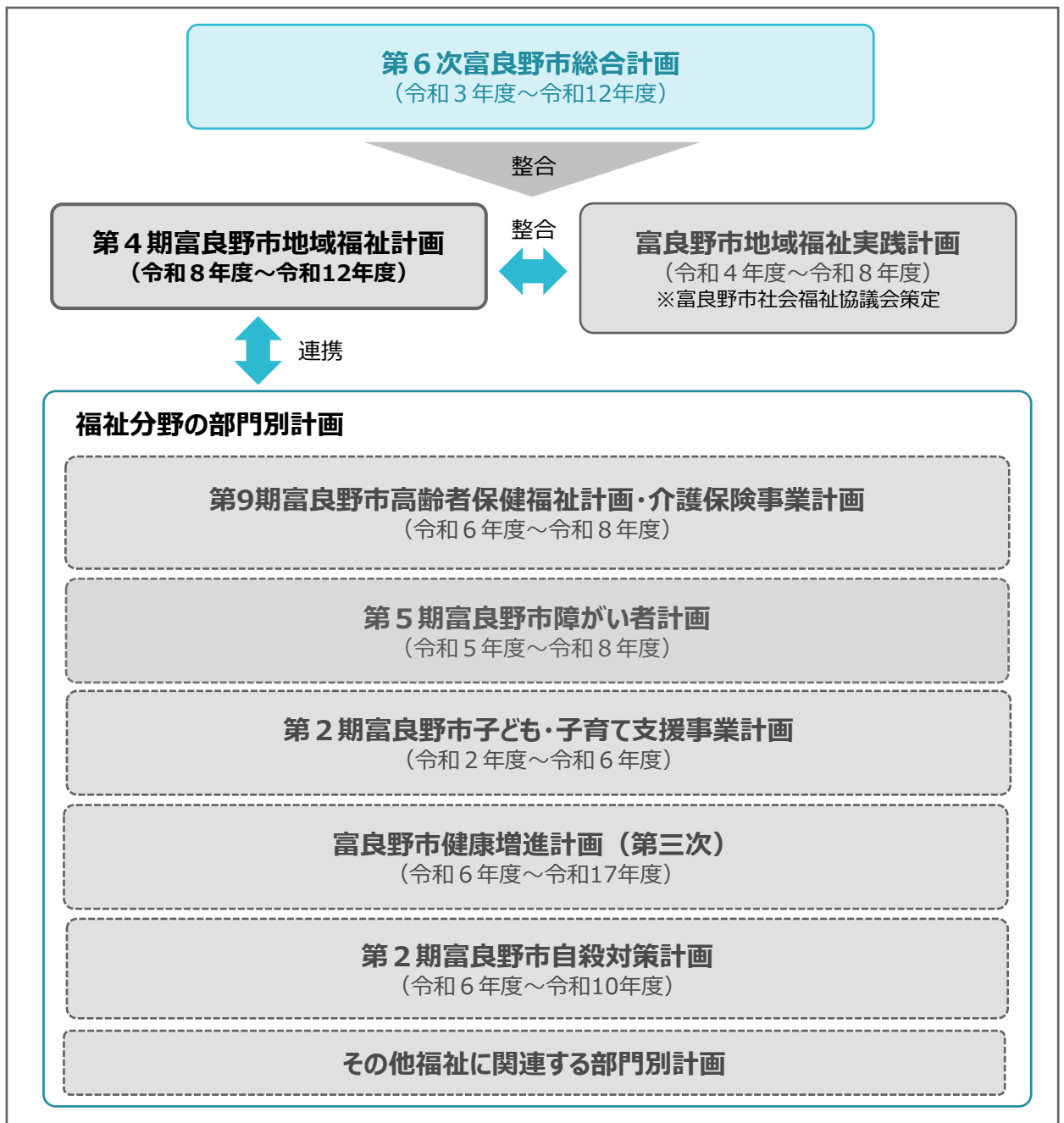
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

計画の位置づけ

富良野市総合計画は、富良野市におけるまちづくりの最上位に位置付けされる計画であり、地域福祉計画は、その下位計画となります。

現在の第6次富良野市総合計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、地域福祉計画は、総合計画との関連性を図りながら作成します。

富良野市は、すでに高齢者・障がい者・児童の個別計画を策定済みであり、それぞれの計画に沿った取り組みを進められています。分野ごとの個別の施策は、既存計画を優先させる考えから、地域福祉計画では、計画の総合化という視点を持ちます。具体的には、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョン、さらには個別計画を横断する地域福祉推進のための取り組みを示します。



富良野市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関連

社会福祉協議会では、地域住民や福祉関連団体、ボランティア団体等の参加と協働による地域福祉実践計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を積極的に進めています。

地域住民等の主体的参加と相互協力により、地域福祉の推進を図るという点で地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉実践計画は相互に重要な役割を果たすものであり、第6期地域福祉実践計画（R4年度～R8年度）との密接な連携、調整を図ります。

▶ 計画の期間

「第4期富良野市地域福祉計画」は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の**5年間**とします。

富良野市成年後見制度利用促進基本計画

国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられています。また、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえ、富良野市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、地域福祉計画の策定に合わせ、本計画を策定します。

富良野市再犯防止推進計画（案）

この計画を策定する背景として、全国的な刑法犯検挙者中の再犯者数は平成18年をピークに減少傾向にある一方で、それを上回るペースで初犯者数も減少しているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率が上昇し、刑法犯により検挙された人の約半数は再犯者という状況が続いている現状があります。

こうした中、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）を制定、施行し、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

富良野市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進するため、地域福祉計画の策定に合わせ、新たに本計画を策定します。

調査・計画策定のフロー

計画策定までの主な作業は以下のとおりです。

令和6年度は基礎調査として
アンケートを実施します。
(これ以外の作業は令和7年度実施予定)

